

① 実質赤字比率

－
(15.00)
[20.00]

② 連結実質赤字比率

－
(20.00)
[30.00]

③ 実質公債費比率

5.0
(25.00)
[35.00]

④ 将来負担比率

－
(350.0)
[－]

⑤ 資金不足比率

－
(20.0)

※①・②・④は黒字のため『－』表示
()内は早期健全化基準比率
[]内は財政再生基準比率

※⑤は資金不足が生じていないため『－』表示
()内は経営健全化基準比率

状況が悪化し「早期健全化基準」を超えると、自主的・計画的な改善努力をしなければなりません。さらに著しく悪化し「財政再生基準」を超えると、国などの管理下で財政健全化が図られることになります。

令和7年度決算から本町の比率を算定したところ、全ての比率で基準を下回っており、健全な状態であることが分かります。

状況が悪化し「早期健全化基準」を超えると、自主的・計画的な改善努力をしなければなりません。さらに著しく悪化し「財政再生基準」を超えると、国などの管理下で財政健全化が図られることになります。

令和7年度決算から本町の比率を算定したところ、全ての比率で基準を下回っており、健全な状態であることが分かります。

毎年度の決算から地方公共団体の財政状況が判断できる「健全化判断比率」として4つの指標と「資金不足比率」を算定し、公表しています。

この指標によって、財政破たんを未然に防止し、早期に健全化に向けた対策を講じることが可能になります。

基準は「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2つに分かれています。財政

① 実質赤字比率
一般会計などの赤字を指標化した比率をいいます。本町は実質黒字です。

② 連結実質赤字比率
全会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化した比率をいいます。本町は全会計黒字です。

③ 実質公債費比率
一般会計などが負担する元利償還金・準元利償還金（借金の返済額等）を指標化した比率をいいます。本町の令和7年度比率は5.3%です。

④ 将来負担比率
一般会計などの地方債（借入金）の償還額や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化した比率をいいます。本町は－（マイナス）となっています。

⑤ 資金不足比率
公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。20%が公営企業ごとの経営健全化基準となっています。高森町簡易水道事業会計の資金の不足額はありません。

貯金(基金)の残高は？

区分	令和7年度末残高
財政調整基金	25億9,800万円
減債基金	1,000万円
農業用水供給事業基金	8億7,400万円
鉄道経営対策事業基金	4,900万円
ふるさと応援基金	19億7,100万円
その他	12億2,600万円
合 計	67億2,800万円

基金のうち財政調整基金は、自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金ですが、前年度より約400万円増加しています。

借金(地方債)の残高は？

区分	令和7年度末残高
過疎対策事業債	17億7,000万円
辺地対策事業債	3億7,300万円
教育・福祉施設債	1億300万円
公営住宅建設事業債	0万円
臨時財政対策債	10億4,700万円
その他	18億8,500万円
合 計	51億7,800万円

地方債（借金）の種類によっては、その返済に係る経費の全部、又は一部を国が財政措置（交付税措置）するものがあります。

高森町ではなるべく交付税措置の大きい地方債を活用しています。

地方債（借金）の総額から交付税措置見込額を差し引いた実質的な町負担額は令和7年度時点で約15億300万円となります。

実質的な地方債残高推移

年度	実質負担額
令和5年度	12億3,900万円
6年度	13億4,000万円
7年度	15億300万円

財政調整基金残高

年度	残高
令和5年度	23億9,400万円
6年度	25億7,500万円
7年度	25億9,800万円

令和8年9月1日から交通ルールが変わります

生活道路の法定速度が30km/h になります

令和8年9月1日から、主に地域住民が日常生活で利用する**中央線や車両通行帯**のない「生活道路」について、自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられます。

これは、生活道路を利用する歩行者や自転車、子ども、高齢者などの安全を守るためのものです。

※道路標識などで最高速度が指定されている場合は、指定された速度が適用されます。

生活道路では、速度が遅いほど、危険を発見した際に停止するまでの距離を短くすることができます。

ドライバーの皆さんは、これまで以上に周囲の歩行者や自転車などに注意し、「生活道路では人が優先」という意識を持って、安全な速度で運転しましょう。

みんなで交通ルールを守り、交通事故のない安全・安心なまちをつくりましょう。

施行日

令和8年9月1日(火)

※詳しくは警察庁ホームページ
をご確認ください。

